

令和6年度第1回ヤングケアラー支援に関する検討会 会議録

日 時	令和6年8月30日（金）午後2時00分から午後3時24分まで
開催場所	横浜市庁舎18階みなと6・7会議室（ハイブリッド開催）
出席者	斎藤真緒委員、島本洋一委員、勝呂ちひろ委員、林田育美委員、藤木和子委員、舟田泰久委員、湯澤直美委員
欠席者	松橋秀之委員、三瓶淳委員、秋山美帆委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 令和6年度ヤングケアラーの支援に向けた取組について 2 意見交換

1 令和6年度ヤングケアラーの支援に向けた取組について

○事務局 資料3に基づき説明

地域での支援というところでぜひご意見を賜れればと思います。いかがでしょうか。

○勝呂委員 ちょっと連携の注意点のところともかぶってくるんですけども、私もこの18歳から40歳になったというのは驚いておまして、これは所管庁や法制度も含め、誰が主になるのかというところが本当に大変になってしまったなという印象をまず受けています。これは本当にヤングケアラー支援をするに当たってすごく難しいところになってくるのは、私たちも親子まるっとというのをやっている中で若者の方も結構いらっしゃるんですね。この間も1つ事例があって、若者の女の子で、就職をした後に、職場内の人間関係がうまくいなくてバーンアウトして鬱病になってしまったと。鬱病になってしまった結果、中身を見ていったところ、その子は精神疾患のお母さんと暮らしているヤングケアラーのような過重を担っていた子だったんです。その子は、小学校のときに一度、自分の家の状況を学校の先生に話すタイミングがあった。その話すタイミングで話をしたところ、学校の先生がこれからも頑張るってねみたいなことを言ってしまったらしいのです。その子としては、もう頑張るって頑張るって、今日もういっぱいいっぱいの中で吐き出したのに、これ以上何を頑張ればいんだと、そこから相談するというをやめてしまったらしいんです。

やめてしまった結果、仕事に就いたとき、それまでは、自分は誰にも悩みを相談しない、言わないで学生生活は超えられてしまったんですよ。なんです、仕事に就いたときは報連相が必要なので、職場の仲間と相談するというのは大事なことだし、上司にきちんと相談をするというのは大事なことなのに、それができずに結局抱え込んで、仕事のところで不適應を起こしてしまったという、こういう長いスパンの話が、背景があるんですね。

といったときに、やはりヤングケアラー支援を、どうやってきちんとその子の人生のライフステージに合わせながら伴走していくのか。18歳未満と18歳以上で出方が変わってくるところも含めてどう支援していくのかというところで、現在いるケアマネに関しては、18歳未満も障害児——障害児にはなってきますけれども、ケアマネがいる。18歳以降は私たち、障害者のケアマネジャーがいる。65歳以上には介護保険のケアマネジャーがいる。その方たちは必ず家に入っていて、ケアがあるおうちに触れているというところで、やはりこのケアマネとのバトンをきちんとつないでいくという仕組みを、今それぞれの段階でのケアマネは、きちんと専門職とのやり取りができているのでヘルパーさんを入れるだとか、そういうこともできているので、そこを流れるようにつなげるように、ヤングケアラーという軸の中でもケアマネがつないでいけるような仕組みをつくっていくのが、今いる人たちを巻き込むという意味でもすごく大事な視点になってくるのかと思っています。

○事務局 ありがとうございます。本当にこの年齢が上がったというところは、ちょっと範囲が広い中に、

でも、誰がキーパーソンとなって、この変化のところがしっかりとらまえて、家族全体をとらまえて見ていくかというところの本当の難しさと重要性を改めて考えさせられるところです。ありがとうございます。ほかはいかがですか。

○齋藤委員 意見というよりは確認とか教えていただきたいことなんですけれども、2点目の連携とも関わってきて、今の勝呂さんの話とも少し重なるかなと思いますが、法制化の中で18歳未満の要対協と18歳以降については子ども・若者支援地域協議会との連携を強化していくということが書かれていますが、横浜については、この、子若地域協議会があるのかどうかとか、どんな活動実態があるのかとか、もしあれば情報としていただけたらと思います。

○事務局 ありがとうございます。横浜市の場合は、子ども・若者推進協議会のほうですけれども、こちらは市に1か所、会議体を設置して行っているという状況になっております。

○事務局 子ども・若者支援協議会につきましては、課題を抱えるお子さんたちへの支援を主な対象とはしているんですけれども、子ども・子育ては青少年部会の方々が同じ会議を担っていただく形で今開催しております。最近ですと、寄り添い型生活支援事業の進捗状況のご報告などをさせていただいております。

○事務局 以上のような形で、横浜市では子ども・若者支援地域協議会というものを展開されているということでご説明とさせていただきます。いかがでしょうか、齋藤先生。

○齋藤委員 ありがとうございます。国が求めているような要対協との連携みたいなものはどんな形で実現可能なのかとか、そこら辺を。行政の側として、この国の提案はどうですかと。勝呂さんもそうなんですけれども、なかなか難しい提案がたくさん出されているなど思っているんですが、横浜市さんとしてどんなふうを受け止めておられるか、ちょっと教えていただければと思います。

○事務局 正直に言うと、まず戸惑いはございます。横浜の場合、要保護児童対策地域協議会は主に各区を中心に設置されているところがございますが、こちらの子ども・若者支援地域協議会は、今は市に1つで行っているところから、ここをどのように一体的に考えていくのかは、これからの横浜市として求められている取組かなと思っております。

あと1つ、こどもと若者というところ、そこを切れ目ないというところを意識いたしまして、ある程度双方から対象を考える先を伸ばしていくところからつながっていくことができるのかなと思っています。こちらの子ども・若者支援地域協議会に今年度から私も参加するような形で、まずそういう会議に参加する者が少しずつ重なっていくことで連携ができればと思いますし、また、区レベル等はどのようになっていくのかというところでききますと、そこは今後、横浜市として段階的にどのように進めていくべきか検討を進めていく必要があるかと思っております。なので、非常にこれからというところが大きいと思っています。ほかはいかがですか。もしよろしければ、地域の支援というところで何かヒントなどをいただけるとありがたく思います。

○林田委員 都筑多文化・青少年交流プラザ、林田です。よろしくお願いたします。

いろいろとご説明ありがとうございました。大変勉強になりました。ヤングケアラー支援の定義の中に通訳なども含まれるという文言が入っておりました。これは取りも直さず、外国籍のこどもがここに含まれているということを明記されていることの流れだと思っております。以前にもお話ししましたが、私のところは青少年育成、それだけではなくて外国につながるこどもの支援も力を入れておまして、やはりこの分野の中で小さい年下のきょうだいの面倒を見なければいけない、それによって、例えば学校を休まなければいけない、あるいは高校生の支援もしておりますが、それが進路に関わるという家庭状況の中に置かれているこどももあります。

本当にこのヤングケアラーというのはデリケートな話だなと、今日もお話を聞きながら思いました。やっぱり地域の中で私たちができることというのは、子どもたちが安心して自分が思っていることを話せる場をつくるのがすごく重要だと思います。私のところでも支援をしている外国籍の高校生の女の子が複数いて、年が離れた小さい弟、妹がいます。両親が働いていますので、結局、保育園のお迎えだとか、そこから先の面倒だとか、それによって自分の勉強時間を削らなければいけないという状況に置かれている子どももいます。彼女たちが話していたことですが、日本に来て初めて自分の家庭のこの環境が普通ではないことが分かったと言ったんです。もちろん、日本人のご家庭の中にもこういう問題を抱えている方はたくさんいるとは思いますが、彼女たちはそれを目にする、聞くという機会はないわけです。しかし、ほとんどの学校のクラスのお友達がバイトに勤しんだり、遊びに行ったりする中で、誘ってもらっても自分には行けない。なぜなら、その日はいてもらわないと困ると両親に言われると、下の子の面倒を見なければいけない。特に週末、保護者が非常に繁忙期に当たってお店を休めない。となると、その子たちも本当はバイトをしたいけれども、下の子の面倒を見なければいけない。この自分が置かれた環境が、実は日本では普通ではないということが分かったという話をしています。

でも、私たちに何か手を差し伸べる具体的なものや、それを改善するものがなかなか見いだせない中で、せめて彼女たちの本音が聞ける、本音で話せる、安心して話せる、その場の確保がどれだけ大事かという、それがもしかしたら最初の一步ではないか、そのように思いながら地域の中では取り組んでいるということをこの場でご報告しておきたいと思います。

○事務局 まさにその本音で話せる場というところで、この間の研修のときにも出てきた話なんですけれども、何か助けの手を伸ばすことよりも、まず自分が自分で話せる場であったりとか、何か支えられている気がするみたいな、そういうことがあるとうれしいといったような声も聞かれています。まさに今、おっしゃってくださった、そういうちょっと家とかを離れて本音で語れる場を支えていくと、くださるというのは非常に大事な事かなと思っています。

ほかはいかがですか。

○舟田委員 横浜市社会福祉協議会の舟田です。改めてよろしくお願ひいたします。

地域との連携というところにはなるので、社会福祉協議会を中心というところはもちろんあるんですけども、研修の中で、民生委員の方々も始めて、いろんな方々がご参加をいただいているのだなというのは、先ほどの実績の報告とかでもお伺いできています。ヤングケアラーの部分で、後の記名式のアンケートにもつながると思うんですけども、どれだけ当事者というか、本人たちを把握できるかがきつと難しさであり、課題でもあって、ただ、そこを捉えていかないといけないから記名式みたいな話になってくるんだと思います。気づいた人たちがどうそこを誰かにつなぐとか、誰かに持ち上げていくとか、気づきをつなげる先が今の段階ではなかなかないなというところで、例えば民生委員の方とか、あとは地域の方々が気づいたとき、学校の先生も含めて気づいたときに、例えば、ここに相談できる先とか、情報提供できる先がつながってくると、より気づきが積み重なってきて支援の輪が広がっていくと思います。今ようやく下地がちょっとずつできてきているような段階な気がしますので、次のステップというところで、こういう窓口ではないですけども、ここに情報がまとまっていけると良いみたいな見立てが立てていけると、より支援機関の強化とか、連携が深まるのかなというところを考えていますので、そこは一体的に皆さんでできるのではないかなと思っています。

○事務局 ありがとうございます。まさにこれからの議題、ぜひご検討いただきたい話にもちよつとつながる

ところがありますので、そちらの話に移らせていただこうかなと思います。もし何かまた地域の支援というところで思い出したとかがあれば、ぜひお聞きかせいただければと思います。

では、2つ目の皆様にご議論いただきたいテーマということで、私どもの行政の内部の連携を構築するということで、ぜひアドバイスをいただければと思います。

検討といたしましては、今まさに舟田委員がおっしゃってくださった、日頃、こどもに接している人、周りの人から何か気づきがあり、あるいは相談という形で行政の中に入ったときに、そこから支援までをどのようにつなげていくといいのかキャッチして、そこを支援につなげていくというのを考えていくために当たっての検討を進めていきたいと思っております。

国のほうで示しているアセスメントシートみたいなものをある程度用いながらつなげていくということも考えていきたいと思っておりますが、多機関連携みたいなものを考えいくなるときに、あるいは相談から支援までの切れ目ないつながりを考えていくに当たりまして、ぜひいろいろとご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○湯澤委員 よろしくお願いたします。今日もこれまでの取組で新しいホームページなどもご紹介いただきまして、すごく工夫しながら進めていただけていることがよく分かりまして、ありがとうございます。

ただ、1点気になりますのが、本当にこども・若者に情報を届けていくということはすごく重要である一方で、やはり保護者、親の立場にある方々にもダイレクトにもっと情報が届いていくような仕組みもあっていいのではないかなと思ったりするところがございます。それで、ヘルパー派遣のことが前回もご報告いただきまして、養育支援の家庭訪問と育児支援と、ひとり親の日常生活のところ、すごくこれも重要な事業だとは思うんですけども、横浜市でこのヘルパー派遣ということでどのようになっているのかなとか、どこで情報を得られるかなとホームページを検索しても、たどり着かないんです。少し前の、古い年代の要綱は出てくるんですけども、一般市民の方がこれらのものに、ひとり親の日常生活のところは、ひとり親のページなどに行けば出てくるかもしれないんですけども、支援者も含めて、こういう事業があるというところがもう少し情報として届くといいなと思ったところが1点目です。

あともう1点、よろしいでしょうか。今日の資料23ページ目、支援の必要性、緊急性の高い者への優先的な支援ということが出てきていまして、本日でなくても今後のところで、市で把握されているヤングケアラーの家庭のうち、生活保護世帯が何割ぐらい、ひとり親が何割ぐらい、生保でもひとり親でもない両親世帯などが何割ぐらいとか、少しそのような状況も分かるありがたいなと思ったところではあります。

それで、生活保護とひとり親の場合、こちらに書いてありますように、積極的にアプローチする機会はあると思いますので、ここを有効に機能させていくことができるのではないかなと思っております。ただ、生活保護のところも、生活保護の観点で家庭訪問の頻度なりが決まってしまうので、こどもがいる世帯への生活保護における訪問の在り方みたいところは、やはり1つ、ワーカーさんへの研修も含めて在り方を検討する必要があるのかなと思ったところです。神奈川県の場合は、独自に生活保護担当課、6か所の自治体に子ども支援員というものを置いたりする取組を平成22年ぐらいから始めているんですけども、何か本当にこどもというところにアプローチする生活保護行政の在り方が重要なのかなと思うところでありました。

あと、児童扶養手当はここに書かれているように、現況届のところでは情報を届けたり、サインをキャッチするというようなことができるかと思っておりますので、日常生活支援事業、対象世帯46件とい

うのはかなり少ない数字ではないかと思っていて、もう少し有効活用できるような児童扶養手当の現況届のときのアプローチや、そのほかの工夫みたいなことがあるといいのかなと思ったところで

す。
あと1点なんですけれども、こちらではこども家庭センターの職員が同行訪問するというのが法改正のところで示されているのですけれども、こども家庭センターの職員の方もお忙しいということがあった場合、このような同行訪問をするような人的な余裕があるかどうか、そこは質問として教えていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。今4点いただいたところがございまして、順にお答えしていきたいと思

います。
まず、ヘルパー派遣の関係で、そのあたりがもっと周知されているといいのではないかと
ところで、確かに日常生活支援事業は、ひとり親の支援はホームページにも掲載していますし、ひとり親の方は、まずどなたでもお使いできるということで広くアナウンスはさせていただいているところなんですけれども、育児支援家庭訪問事業とか養育支援家庭訪問事業などは実際に専門職が接している中で、このご家庭に必要なだということ、利用したい人が利用したいから使えるというものではないところもあって、ちょっと積極的な周知は、今実は行ってないところがありますが、ただ、支援に関わる人たちなどに対しては、例えば何かがあればこういうところで行政が手を差し伸べることもできるみたいなどころでの、そういった周知はあってもいいのかなと思います。そこはまた考えていきたいと思

います。
そして2つ目なんですけれども、市がヤングケアラーとして把握している数から、例えば生活保護世帯がどのくらいとか、ひとり親がどのくらいかというようなアプローチなんです、ちょっとこの後の、実は調査をどうやっていくとよいのか問題のところにも関わってくるかなと思ってお話を伺っていたんですけれども、今はまだ横浜の場合、無記名の調査を行ったということで、具体的にそこがどういう属性かというところまでの詳細の分析はできない状況となっております。ただ、今度、結果を把握するために記名でやっていくのが、本当にそこがいいのかどうなのか。要は、記名で調査をすると、今度は本人が言いづらい、あるいはよくあるのが、例えばアンケート調査をまくと、そのごきょうだいが、逆に自分がお兄ちゃんとかを苦しめる側なんだ、あるいは親が子どもを苦しめる側なんだと非常に困惑するというような話も有識者の方からは聞いていたりもするところがありまして、そういったところでは、この把握を本当にどうやっていくべきなのかはすごく行政として難しいなと思

っているところ。この後の調査のところ、ぜひいろいろとお聞かせいただければと思います。現時点では、そういったところで属性というものは把握できない、どう

いう理由でヤングケアラーになっているかといったような、何をお手伝いしていますかというので、例えば外国籍であったりとか、あるいは親の介護でとか、そういったような把握の仕方はしているのですけれども、分析的なところまではまだできない状況が現状というところでご理解いただければと思います。申し訳ありません。
3点目の生活保護の世帯の子へのアプローチとかは、後ほど生活支援課長にバトンタッチさせていただきたいと思

家庭支援課の中では、専門職が事務ワークとかデスクワークとかではなくて、実際にもっと相談援助のほうにシフトできるような業務改善を、今実は内部では考えているところがございまして、そういったところからできるだけ相談援助のほうに、あるいは訪問等に行けるように、そこはちょっと頑張って考えていきたいと思います。

でも、できれば国のほうからもう少しその体制を強化できる部分の援助もあるといいなというのは併せて思っているところがございまして。

最後、生活支援課からお答えをいただきたいと思います。

○事務局 先ほど、訪問の頻度ですとかというお話があったかと思うんですけども、ご存じのとおり、生活保護はいろいろな世帯の方、高齢者、障害者、子どもさんがいる方、いろいろあるんですけども、一般的にお子さんがあるからということではなくて、家庭の課題についてというところに着眼することで、お子さんがいる家庭でも比較的世帯の状況、子どもさんの健康状態、学校への登校状態とかに課題がなくという方の場合には年に2回程度という家庭もあれば、一方で、子ども家庭支援課と連携しながら、もしくは児童相談所とも連携しながら課題の解決をしていかなければいけないという家庭については、生活保護としての定例訪問は4回程度、ただ、一時的に連携しながら誰かが必ず見守り、安否確認をしなければいけないとかというときは、連携した関係者と分担して、月に1回程度行くということはあるかなと思っております。

ヤングケアラーというのは、確かに先ほど子ども青少年局からもありましたとおり、私どももどれだけの家庭にそういった、場合によっては過度に家庭のことに縛られているお子さんがいるかどうかというところを正確に把握はしていないのですけれども、どうしてもひとり親家庭で、お母様が、例えば精神の病気を治療しているという方になりますと、大きいお子さんが小さいお子さんの面倒を見ていたりですとか、実際に私が区役所にいたときに、受験期のお子さんがある外国籍のお母さんがいたんですけども、受験前に帰国してしまったりというような家庭もありました。本当に個々の家庭事情について、まめに情報収集しなければいけないこと、学校との連携ですとか、そういうところが大事ななと思って日頃仕事をしております。よろしいでしょうか。

○湯澤委員 ありがとうございます。生活困窮のほうのこどもの学習生活支援事業が、生活支援事業というものについて家庭訪問が推奨されているというところもありますから、そのようなところでもヤングケアラーの発見という視点を併せ持って連携していくのも、また1つのやり方かなと思いました。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○勝呂委員 先ほど説明であったヤングケアラー支援体制構築に関する検討業務委託というのは、もう今プロポーザルで出ていますよね。今後、マニュアルができるというふうに、この仕様書には書かれているのですけれども、これは職員向けのマニュアルであって、例えば私たち地域はまた別なものが今後できていくというイメージなんですよね。

○事務局 そうです。まず地域の方に示す前に内部の連携についてのマニュアルとなります。

○勝呂委員 内部がきちんと連携していくための、どのように連携を取るかというマニュアルになるということですね。

○事務局 皆様からいろいろ今まで意見いただいているものをしっかりとマニュアルに落として、まず内部がこのように連携していこうねというところをきちんとしたいと思います。それを1回整えましたら、今度は地域で実際に関わる皆様や支援の皆様と、こういう形で動いているから、一緒にこうい

うタイミングでぜひ協力していきましょうという形で次のステージに進めるといいのかなと思って
おります。

○勝呂委員 分かりました。ありがとうございます。すみません、ほかの自治体さんで、もうガイドラインと
かもでき始めていて、一緒につくっていきましょうみたいなところのお話もちょっとOmoshiroに來
ていたりするので、今、横浜としては、まず内部からきちんとというところで動いているというこ
とですね。

○事務局 そうですね。ちょっと所帯が大きいもので。申し訳ありません。

○勝呂委員 ありがとうございます。

○事務局 今後とも、また何かありましたら、ぜひぜひご協力いただければと思っております。お願いいたし
ます。

ほか、いかがですか。もしよろしければ、例えばきょうだい児のつながり……。失礼いたしました
た、舟田委員、お願いいたします。

○舟田委員 すみません、先程こども家庭センターという言い方をされているところがあつたと思うんです
が、認識として、児童家庭支援センターとは違うんですね。

○事務局 そうです。児童家庭支援センターは、要保護とか、そういった児童とかのところがございますが、
こども家庭センターは自治体で福祉と保健を一体的に捉えてセンターとして設置していくというこ
ころの、自治体のほうでの機構というのでしょうか、そういったものとしてつくっていくものとな
っております。児童家庭センターは、その支援のところ相談であつたりとか、あと実際にショー
トステイとか、そのような支援を行っていくようなものという違いがございます。

ちょっと児童家庭支援センターを補足させていただきます。

○秋野部長 こども家庭センターは、今、区のこども家庭支援課に段階的に設置している状態で、今年度3か
所ということで、今、鶴見区と港南区と泉区がこども家庭センターという形になっています。児童
家庭支援センターは、横浜市の場合は民間の法人さんをお願いしてやっています、児童養護施設
に併設の部分の併設型と、地域の中で独立型としてやっている2種類があるんですけども、こち
らのほうは、今各区18か所あるような状態で、先ほど申し上げたように、主に要保護児童の支援を
区役所や児童相談所と一緒に担っていただいています、ショートステイであるとかトワイライト
ステイ、それから、相談に関しては一般の方の相談もお受けしているような状況です。

○舟田委員 ありがとうございます。児童家庭支援センターにもヤングケアラーの相談は来ているというこ
も伺いますし、児童家庭支援センターの方から話を聞くと、我々が支援している中には、そも
そもヤングケアラーの人たちはたくさんいるんだよねみたいな声もあつたりするので、いろんな機
関が既に把握されていて、役割はなくても既に役割を担っているところはたくさんあるんだなとい
うところで、整理という意味での質問になります。ありがとうございます。

○事務局 そういったところでは、ヤングケアラーは既にいろんなところで実際に支援につながっていたり、
相談を受けていたりということもあるし、把握されているということもあるかと思います。改め
て、そういったところとどのように情報をキャッチして支援につなげていくかということも考え
ていきたいと思つています。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○藤木委員 日頃、ご尽力くださいましてありがとうございます。全国兄弟会の藤木です。兄弟児等について
活動しております。

2点質問があつて、1点は補助金の件についてもう少しスケジュール感等を含めて詳しくお聞き

させていただきたいのと、あと2点目については、私は地元の星川の、天王町のイオンにいたらパンフレットがあったんですけども、それは訪問のサービスの方の団体の資料だったんですけども、高齢者の方が、結局、自分のことだけではなくて息子の部屋の掃除もとか、誰々の部屋の片づけもお願いねみたいなのはやりませんというような感じのパンフレットだったんです。それは基準を明確にしなければ皆さん本当に困ってしまうというのは当然なんですけれども、ちょっとその辺は、ヤングケアラーのホームヘルプなどについては、今、横浜市さんはどういう基準になっているのか。例えばお母様に病気がある場合については、こどもの食事を作るとか洗濯をするとかについては、何かやっぱり明確な基準がないと皆さんが迷ってしまいますので、その辺がどうなっているか教えていただきたいと思いました。よろしくお願ひします。

○事務局 2つ質問をいただきました。

まず1つ目の補助金からご説明させていただきます。シートでは18ページのシートのところにざっと載せさせていただいておりますが、補助金、ここに書いてあります上限300万、1回5万円ということでやっておりますが、その中では、例えば人件費に係る部分であったりとか材料費に係る部分であったりとか、ちょっと細かく設定させていただいております。状況に合わせてそこを組み立てながらご利用いただけるようなことは考えてございます。

今後のスケジュール的なところでいきますと、2回目の団体の申請の補助を、10月ぐらいを目途に2回目の募集をかけたいと思っております。こちらの条件といたしましては、市内のヤングケアラーを支援していれば、別に団体の、例えば母体は東京であったりとか、隣の横須賀市であったりとか、必ずしも横浜市に存在する団体でなくても大丈夫ということにはしておりますが、基本的に横浜市のヤングケアラーの支援を中心に、中にほかのところにお住まいの方が混ざっていてももちろん構いませんけれども、そこは条件とさせていただきます。

それから、取組としましてはヤングケアラー全体ということで、特にカテゴリーなく一般的な対象にしても結構ですし、ヤングケアラーと思われるカテゴリー、例えばきょうだい児であったりとか、ひとり親であったりとか、勝呂さんところは精神疾患の親を抱えるこどものところとか、そのようなヤングケアラーのターゲットごとの取組でやっていらっしゃるようなところでも大丈夫なようにはなっております。まず、こちらが補助金です。また何かございましたらご質問ください。

それから2つ目がヘルパーのどこまでできるかというところで、確かにちょっと今、ヘルパーが何でも屋さんだと思われると困るみたいなので、そういえばそういうチラシを出していたりというのものもあるなみたいなのをちょっと聞いたことがあります。あと、民生委員さんとかも、私たちも何でも屋ではないです、やれることは限界がありますみたいなのを出していたりというのもちょっと聞いたことがあります。

こちらの私どものヘルパー事業の関係も、例えば、私が事業として詳しく知っているのがひとり親のほうになりますので、ひとり親のほうでいきますと、こどもの支援というところでいくところいったことはできます、だけれども、例えば同行して何かをすることまではできませんとか、結構それぞれのもので細かく決まっているところがありまして、例えば、親がいないんだけど、こどもを一緒に行って遊ばせておいてみたいなことはできませんとか、そういった細かいのはそれぞれの事業で決まっているところがあります。親に入っている支援のところでは、そこでこどものことはできないので、こどもはこどもで、やっぱりそういう有資格の人とかも意識しながらやったりというようなものもあります。あと、こどもの支援のほうで、そこで親も一緒に見るはでき

ないものもあつたりしますので、確かに事業ごとに決まっているなというのは思ったところがございます。

雑駁な説明で申し訳ございません。藤木さん、いかがでしょうか。

○藤木委員 丁寧な説明をありがとうございます。いい形になっていけばと思います。

補助金については、ヤングケアラーの対象年齢はいかがでしょうか。

○事務局 今回、実はまだ国の出る前だったので18歳以下がメインではあるんですけども、とはいえ、一部18歳以上がいても、18歳以下がある程度いけば、絶対に18歳以下で組み立てるとかはないです。ただ、今のところ、例えば30代ばかりですというようだと、ちょっと今の要綱では拾うことができないようなものとはなっています。また今後、この補助金をどうしていくといいのかというのは国の動きも受けて考えていく必要はあると思っておりますが、今は、どちらかと言えば18歳以下がメインで考えているところではございます。18歳を超えている方がいても大丈夫です。

○藤木委員 分かりました。丁寧な説明をありがとうございます。

○事務局 もしよろしければ、何かアプローチなど、教えていただくとかしていただけると大変ありがたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

○島本委員 現場のほうの最前線で、今までは、やっぱり当事者中心に対応という形のところの中から、いろいろこれからは世帯丸ごとでという形の見立てをとという形のところを感じながら今動いているところなのですけども、先ほども、こどものときから成人期、高齢に向けてということでケアマネのバトンをとかというお話がある中で、とても長いシーンを考えながらという形のところになると、今のようにちょっと気づいたときというところではなくて、日々のケースの記録であるとか、モニタリングのときにもきちっと位置づけを、こどもであるとかきょうだいの様子を記していかなければいけないのかなということを感じながら今お話を聞きました。この後、いろいろ対応のマニュアルができるということであるとか、制度が整備されるという形のところの中で、障害なら障害、他分野に関わるというふうな形のところも含めた少し包括的な部分の業務も何らか位置づけがあるという形であるとか、当然予算措置もあるというところであるとかいう形のところは、これから編さんされるマニュアルであるとか庁内連携の中で対応を検討いただけるということなのではないでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。本当に包括的に支援を考えていく、取り組んでいくというのは非常に大事な視点でございます。まだ具体的にどうできるのかというのは、実はこれから考えていくところなんですけれども、今、島本委員からご提案いただいたところはしっかり課題認識としてぜひ検討を進めていければと思っております。まだちょっと具体的に予算でどうのところまでは動いていないところがあって申し訳ございませんが、ぜひ貴重なご意見として検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○斎藤委員 ありがとうございます。さっきの地域資源の話にもちょっと戻ったりするんですが、いろんな福祉の仕組みが変わっていく中で、今、ヤングケアラーというのが、こども・若者の文脈で出てきていると思うんです。すごく誰がヤングケアラーかみたいなカテゴリーで線引きして、発見してというふうになると、それこそきょうだいとか、一人っ子とか、グレーなこどもたち、若者たちがこぼれ落ちていってしまうなと思っていて、先ほど言っていたように大学等に移行したときに、今はケアラーじゃないけれども、もしかするとこの先、絶対ヤングケアラーになるよ、あるいはケアラーになるよという人たちは結構いますので、だからこそ家族丸ごとなのかなと思っているんです。

そのときに、さっきのヘルパーの話とかも、私はヘルパーを使う側だったので、ここは親側のヘルパーで、こっちはこどもの側のヘルパーでと、使う側からすると本当に制度が煩雑で使い勝手が

悪いなというふうになってしまうんですね。もう一つ、福祉の改革の流れの中に重層的支援体制整備事業の動きがありますよね。ワンストップで、どこにも行かなくても全部1か所でいろんなものをコーディネートしてもらえて、家族の状況を全部見てもらえて、ヘルパーのことも含めて1か所に行けば、ちゃんといろんなヤングケアラーのことも、親御さんのことも、仕事のことも、居住のこともみたいな形で一括して相談してもらえないと、結局、ヤングケアラーのことだけまた動かなければいけないことが増えて、家族にとってあまりいい形にならないのではないかなと思っていますので、この重層的支援体制整備事業、ワンストップ型の福祉の仕組みに何とかこども・若者ケアラーとか親への支援も含めて接続させていくような形で動ければいいのではないかなと個人的にはすごく思うんです。

もう一つは、先ほど報告の中にもあったんですけども、活用できる地域資源がたくさんあると思いますので、ヤングケアラー支援をうたっていないけども、こども・若者支援としてすごく意味があるものは結構たくさんあると思いますので、そうしたものの情報収集とかネットワークングというのはこれからもっともっとすごく大事になっていくかなと思っています。

今年の3月にヤングケアラーに関する効果的な支援の取組に関する調査報告書みたいなものが国から出されていて、実際に支援につながったお子さんと親御さんがその支援をどんなふうに評価しているのかがデータとしてまとまっているんですけども、ポイントが2つぐらいあると思っています、1つは、具体的にヘルパーとか、代替してもらうサービスを使ってよかったというよりは、基本的には話を聞いてもらえてよかった。自分の話を聞いてもらえたことがすごくよかったと答えているこどもさんたちがすごく多いということなので、さっき相談のときの窓口も、具体的にヤングケアラーではなくても相談窓口に行けますというお話があったと思うんですけども、こどもたちがいろんなことをしゃべれる居場所が、ヤングケアラーだから来てくださいというよりは、地域の中でこどもたちがたくさん行ける居場所があって、そこでいろんなことをしゃべれる環境があって、そこの中からヤングケアラーが見つかっていく。ヤングケアラーの支援の手前にもこどもたちの居場所ということの充実が、結果的にはヤングケアラー支援につながっていくのかなと思っていますので、こどもの居場所とか、ヤングケアラーと掲げていないけれども、こどもたちが徒歩圏内で行けるような地域資源をしっかりと把握しておく。日々、こういうところへ行ってみたら楽しそうだよというような、いろんな資源を提供できるような体制を整えていくことが結構大事かなと思っています。

それは、報告書の中でも否定的な部分も分かってきていて、ヤングケアラーというふうに言われたくないとか、早期発見と言われると悪いことのように思えるとか、親も、こどもがヤングケアラーだと言われてしまうとすごく申し訳なくなって、その言葉を聞きたくないみたいな声も出てきていますので、ヤングケアラーだから支援しますよということがあまりにも前面に出してしまうと、逆に過度にという言葉がどうしても前面に出してしまうと、本当に支援が必要な人がなかなか声を上げられない状況が、逆説的なんですけれども、出てきてしまうので、さっき言ったように、カテゴリー分けをしない手前のところの緩やかな地域資源の充実がすごく大事なのではないかなと思っていますし、それは、こどもさんだけではなくて親世代も使えるような地域資源がすごく大事なのかなと思っています。

私はこの間、生活クラブ神奈川が今年立ち上げた居住支援のところに少し関わっているんですけども、社会的養護とかヤングケアラーさんとか、親に頼れないこども・若者とか、シングルの中高年さんとか、いろんな方の居住支援、居住だけではなくて、コープなので食料支援と、あとちよ

っと中間的な就労支援も含めて、まるっと一括でやるというような取組をされていますので、明確にヤングケアラー支援だけをしてはいないんですけれども、そんな資源を把握されていくというのもすごく大事なのかなと思っています。

○事務局 ありがとうございます。今、ヤングケアラーが前面に出るとなかなかといったようなお話とか、本当にありがとうございます。

1つ、ヘルパーの話につきましては、やはりヤングケアラーならではのちょっと違ったヘルパーのニーズみたいなものがあるかもしれないのかなみたいなのは、お話の中からうかがえたところがございます。改めて横浜市はどのようなヘルパーの事業があるといいのかというのは、参考に考えさせていただきたいと思います。

本日はもうお時間になってきておまして、私が伺いたかった3番目の記名式の話につきましては今ご議論いただくと長くなってしまいますので、差し障りなければ個別にいろいろとぜひご相談でアドバイスを乞うことができればと思います。よろしくお願いたします。

○事務局 委員の皆様、本日は本当にありがとうございました。

それでは、最後に事務局からご案内いたします。本日の会議の議事録につきましては、皆様にご確認をいただいた上で、後日、ホームページ上で公開をしていきます。改めてご確認のお願いをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

今回のこの会議につきましては、来年の3月頃、開催をさせていただきたいと思っております。本日いただいたご意見を踏まえて取組を進めて、またご報告できればと思います。別途ご案内させていただきます。

それでは、本日の会議はこれもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

資料	資料1-1 ヤングケアラー支援に関する検討会 委員名簿 資料1-2 ヤングケアラー支援に関する検討会 事務局名簿 資料2 横浜市子どもの貧困に関する計画推進会議運営要綱 資料3 ヤングケアラーの支援に向けた取組について 参考資料1 ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について 参考資料2 ヤングケアラー支援研修チラシ
特記事項	なし